

# 秋田市障害者プランの基本的な考え方



## 1 プラン策定の趣旨および性格

この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体のものとして策定することにより、本市障害者福祉施策の全体像を示すものです。

その目的は、障害児(者)の自立と社会参加を促進することにより、障害児(者)が生き生きと明るく豊かに暮らしていける地域社会の実現に向けた自助・共助・公助による相互に支えあう共生社会の実現への取り組みを進めるとともに、障害児(者)の実態に応じたサービスの提供体制の整備を保健・医療・福祉サービス基盤の整備の一環として推進することにあります。

本市では、障害者福祉施策の総合計画として、従来から障害者プランを策定していますが、現行のプランの計画期間が平成18年度までであることから、特に今般の障害者自立支援法の施行内容を反映させる形で見直し、新たな障害者プランを策定するものです。

### 「秋田市障害者プラン」と法定計画との関係

秋 田 市 障 害 者 プ ラ ン		
障害者基本法	障害者自立支援法	その他
市町村障害者計画 第九条第三項	市町村障害福祉計画 第八十八条	
障害者基本計画(国)および都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第二条第四項の基本構想に即して	基本指針(国)に即して、市町村障害者計画・市町村地域福祉計画等との調和	
当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の供給体制の確保に関する計画	雇用、生涯学習、地域福祉、教育、道路、公園、交通、住宅、防災など
一体のものとして作成		

## 2 計画期間

新たな障害者プラン(第3次)の計画期間は、平成19年度から国の障害者基本計画の最終年度である24年度までの6年間とします。なお、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画としては、平成19年度から20年度を第一期計画とし、平成20年度に必要な見直しを行った上で、平成21年度から23年度を第二期計画とします。

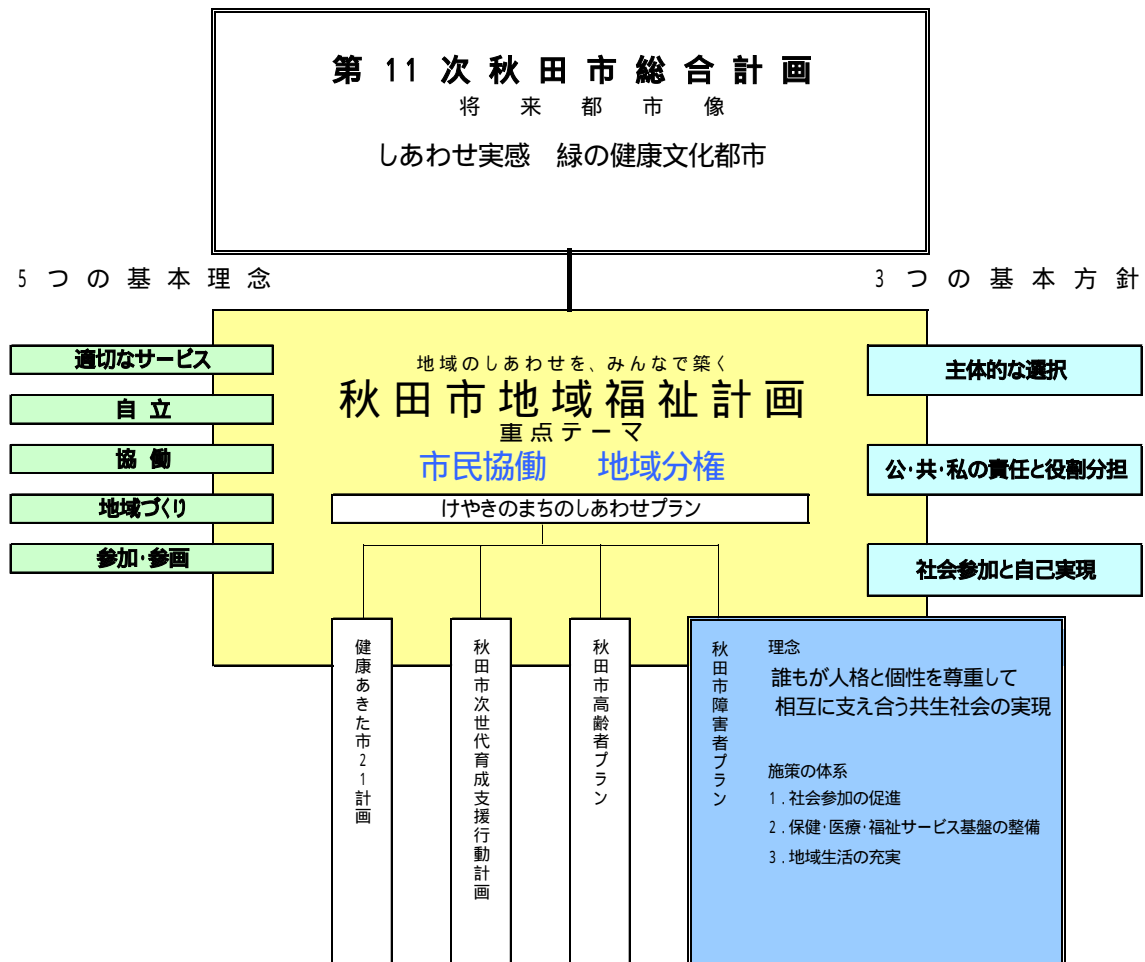
これは、国の障害者基本計画および障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間との整合を図ったものです。

### 3 他の計画との関係

障害者プランは、「第11次秋田市総合計画」を最上位計画とし、将来都市像「しあわせ実感緑の健康文化都市」をめざす本市の障害者福祉施策の総合計画です。

また、障害者プランは、「秋田市高齢者プラン」「秋田市次世代育成支援行動計画」「健康あきた市21計画」とともに、「けやきのまちのしあわせプラン - 秋田市保健福祉長期計画 - 」の部門計画として位置づけられており、「けやきのまちのしあわせプラン」の効果的な推進には、地域福祉の観点が不可欠なことから、その上位計画として、平成16年3月に「秋田市地域福祉計画」を策定しています。

#### 障害者プランの位置づけ



## 4 策定体制等

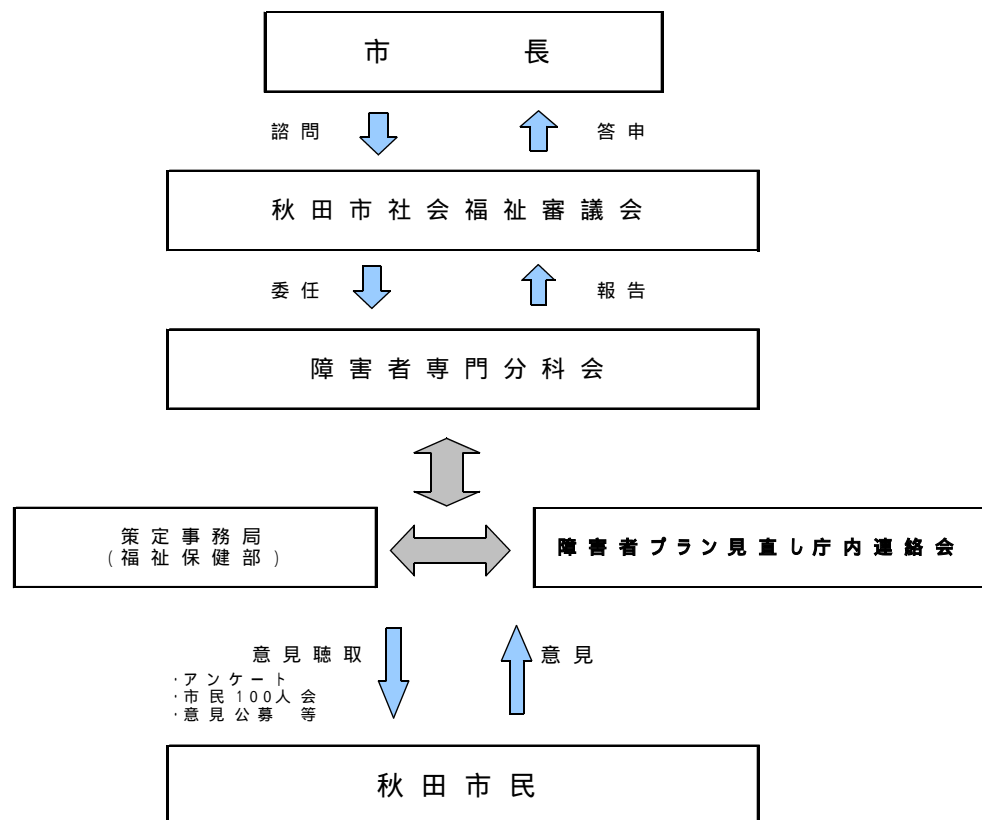
**策定作業：**策定作業の中心は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関の「秋田市社会福祉審議会」であり、特に、同審議会において障害者福祉に関する事項を調査審議する「障害者専門分科会」を開催し、見直しを行いました。（233頁参照）

なお、原案作成にあたっては、福祉保健部だけではなく、庁内の横断的検討組織として、関係する各課からなる「障害者プラン見直し庁内連絡会」を組織しました。

**市民の意見の反映：**平成17年4月に「しあわせづくり秋田市民公聴条例」が施行され、市がつくる計画の企画立案過程に市民の意見を反映させることが定められたことを受け、市民アンケートや市民100人会、ホームページなどを活用し、広範な市民から意見や要望等を聴取しました。

**計画の公表および達成状況の点検評価：**計画については、第3次秋田市障害者プランとして冊子を作成するとともに、秋田市ホームページに掲載します。そして、毎年度終了時点で、秋田市社会福祉審議会による審議を経て、点検・評価をし、達成状況を秋田市ホームページ等で公表いたします。

### 障害者プランの策定体制



---

## 5 障害者施策の動向

---

### <国際的な取組み>

国際連合では、昭和56年（1981年）を「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年とし、翌57年には、「国際障害者年」の終了後も引き続き障害のある人の福祉の向上や障害者問題に取り組んでいくため、「予防」「リハビリテーション」「機会均等化」の三本柱からなる「障害者に関する世界行動計画」を採択しました。

そして、その実施の期間として、昭和58年から平成4年までの10年間を「国際障害者の十年」と宣言し、「障害者に関する世界行動計画」をガイドラインとして「完全参加と平等」という目標の下に障害者問題に積極的に取り組むことを加盟国に要請しました。

また、「国連障害者の十年」の最終年である平成4年（1992年）には、「障害者の社会への完全な統合をめざして～世界行動計画の継承」が採択され、世界行動計画の効力や意義がその後も継続することを再確認するとともに、障害のある人が社会参加する際の障壁や阻害要因を除去する責任は政府にあることなどを宣言しています。

さらに、障害のある人の社会参加を促進する観点から12月3日を国際障害者の日として、その周知を図ることを加盟国に要請しました。

一方、「国連障害者の十年」において、各国で積極的な取組が行われましたが、アジア太平洋地域においては、満足すべき発展が見られなかったことなどを背景に、我が国を含む33カ国の共同提案により、国連アジア太平洋社会経済委員会（UNESCAP）において、平成5年から平成14年までの十年を「アジア太平洋障害者の十年」と決議され、世界行動計画の目標達成に向かって諸問題を解決するための域内協力の強化を目的として、障害のある人に関わるプロジェクトが推進されています。

それに先立つ平成4年には、「アジア太平洋障害者の十年開始会議」において、「障害者に関する世界行動計画」をアジア太平洋地域の特性に適應するよう11の具体的な問題領域として再編成した「アジア太平洋障害者の十年行動計画」を決定しています。

「アジア太平洋障害者の十年」は、最終年となる平成14年5月のUNESCAP総会において、我が国の主唱により更に十年延長され、また、同年10月の滋賀県大津市で開催された最終年ハイレベル政府間会合において、次期十年（平成15年～24年）の地域行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択されています。

## <国の取組み>

我が国では、「国連障害者の十年」における「世界行動計画」を実現するため、昭和57年(1982年)には、「障害者対策に関する長期計画」を策定しています。

また、平成4年(1992年)には、「アジア太平洋障害者の十年」に取り組むため、「障害者対策に関する長期計画」を改訂して平成5年度から概ね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画～全員参加の社会づくりをめざして～」を策定し、「リハビリテーション」「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の自立と社会参加をより一層推進するための具体的な施策の方策を示しています。

平成5年12月に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」が施行され、「障害者対策に関する新長期計画」を同法に基づく「障害者基本計画」に位置づけるとともに、平成7年には、その重点施策の実施計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定し具体的な施策の推進を図っています。

平成14年12月には、新長期計画における「リハビリテーション」「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10か年を計画期間とする「障害者基本計画」を策定し、障害者施策の基本的方向について決めました。

一方、この間、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(＝ハートビル法)および「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(＝交通バリアフリー法)が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む「欠格条項」の見直しが行われました。

そして、平成18年4月から、障害者自立支援法が施行されました。障害者自立支援法は、障害福祉サービスの一元化 障害者がもっと「働ける社会」に 地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化 という5つの視点で、障害保健福祉改革を進める内容となっています。

また、平成7年度以降は、12月3日の「国際障害者の日」から12月9日の「障害者の日」までを「障害者週間」として、障害者問題に対する理解を深めるための啓発広報活動を行っています。

## <本市の取組み>

本市では、平成6年3月には「けやきのまちのしあわせプラン - 秋田市保健福祉長期計画 - 」を策定しました。この計画は、高齢者福祉施策を主体に取りまとめたものでしたが、障害者保健福祉についても、当面重要と考えられる事項を整理しています。

また、平成9年4月に、本市が中核市に移行したことにより、身体障害者および知的障害者福祉に関する市の事務権限が拡大されるとともに、新たに精神障害者や難病患者に関する事務権限の一部が県から移譲され、障害のある人たちの福祉に関して、本市が果たすべき役割が従来より大きくなりました。

このため、平成10年2月に、「けやきのまちのしあわせプラン」から部門計画として独立させ、平成10年度から17年度までを計画期間とする「秋田市障害者プラン」(第1次)を策定しました。

そして、平成12年6月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められたことをはじめとする社会福祉基礎構造改革が行われ、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念をもとに、個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立 質の高い福祉サービスの拡充 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実 という改革の方向が示されるなど、福祉の基本的な構造が大きく変容する流れを受けて、平成14年3月には、「秋田市障害者プラン改訂版」(第2次)を策定しました。

障害者施策の動向(国と市)

		(年度)																										
		昭和57-	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
国	障害者対策に関する長期計画																											
	障害者対策に関する新長期計画																											
	障害者プラン																											
	新障害者基本計画 1期(H15~19)、2期(H20~24)																											
	障害者自立支援法施行																											
秋 田 市	けやきのまちのしあわせプラン																											
	障害者プラン(第1次)							全面改訂																				
	障害者プラン改訂版(第2次)										全面改訂																	
	障害者プラン(第3次)																	全面改訂		福祉計画1期		福祉計画2期						



## 6 基本理念・施策の体系

第2次障害者プランでは、障害のある人への支援の課題を「1.健康づくり」「2.生きがいづくり」「3.社会参加」「4.支え合い」の4つであるとし、それぞれの課題ごとに施策を体系化しました。

第3次障害者プランの策定にあたっては、上位計画である「第11次秋田市総合計画」および「秋田市地域福祉計画」、そして、国の障害保健福祉制度改革などをふまえて、将来都市像、基本理念、施策の体系を、次のように整理しました。

### 第3次障害者プランの理念と施策体系

#### 本市の将来都市像

しあわせ実感 緑の健康文化都市  
(第11次秋田市総合計画の将来都市像)

#### 障害者プラン理念

誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現

#### 施策の体系

##### 1 社会参加の促進

(1)障害児の育成支援
保育所における障害児保育
幼稚園における特別支援教育
小・中学校における特別支援教育
子ども未来センター運営事業
児童生徒の放課後活動
就学のための支援
(2)雇用・就労の支援
就労のための支援
雇用の促進
授産施設・小規模作業所
(3)スポーツ・レクリエーション・生涯学習の支援
スポーツの振興
学習機会の提供

##### 2 保健・医療・福祉サービス 基盤の整備

(1)保健の充実
妊産婦保健
乳幼児保健
精神保健
生活習慣病予防・介護予防
介護保険のリハビリテーション
(2)医療の充実
自立支援医療給付事業
福祉医療費給付事業
療養介護医療
小児慢性特定疾患治療研究事業
特定不妊治療費助成事業
(3)福祉サービスの充実
福祉サービス利用の促進
障害者手当等の交付
施設整備の推進

##### 3 地域生活の充実

(1)啓発活動の推進
心を育てる教育の推進
障害のあるかたへの理解の促進
(2)在宅福祉の充実
地域生活支援事業
在宅福祉サービス(地域生活支援事業以外)
地域福祉活動の推進
(3)生活環境の整備充実
良好な住まいの確保
情報提供の充実
防犯、防災体制の充実
施設等のバリアフリー化の推進
移動手段の確保

将来都市像

### 『しあわせ実感 緑の健康文化都市』

障害者プランでは、本市の最上位計画である第11次秋田市総合計画の将来都市像「しあわせ実感 緑の健康文化都市」をめざします。

障害者プラン基本理念

### 『誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現』

平成14年12月に策定された国の障害者基本計画における基本的な方針の考え方にある「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会」をプランの基本理念としました。

国の障害者基本計画は、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、今後10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めたもので、その基本的な方針の考え方は以下のとおりです。

#### 障害者基本計画 一基本的な方針（考え方）抜粋

21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。